

仕 様 書

業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業 務 名 下関市地方卸売市場唐戸市場特定建築物等定期点検業務

2. 実施場所 下関市地方卸売市場唐戸市場
市場棟（下関市唐戸町 5 番 5 0 号）
駐車場棟（下関市阿弥陀寺町 6 番 1 号）

3. 実施期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 0 日まで

4. 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項に基づく特定建築物の敷地及び構造に係る定期点検及び報告書の作成を委託するものである。別紙 2～別紙 1 0 により、各建物に該当する項目を実施すること。なお、発電機等の設備を稼動してまでの点検はしないものとする。

また、点検においては、事前に甲と打ち合わせを行うこと。

5. 受託者等の資格

乙は、本業務に必要な点検資格である一級建築士もしくは二級建築士または建築物調査員を直接雇用している者とする。

調査者は、建築物の変状を把握し、適切な改修工法など専門的な判断が求められるため、建築物に関する設計、施工や維持管理等の専門知識を有する者が行う。

6. 法令の遵守

乙は、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を守り、業務を行うこと。

7. 報告書の提出内容

市場棟及び駐車場棟について、それぞれ書類を提出すること。

- ① 定期調査報告書（施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別記第 36 号の 2 様式）（A4）

② 調査結果表（国土交通省告示別記様式）（A4）

※調査結果表の各項目の調査内容については別紙 2 により、各建物に該当する項目を実施すること。

③ 調査結果図（国土交通省告示別添 1 様式）（A3）

※指摘の有無にかかわらず「配置図」及び「各階平面図」を添付し、指摘のあった箇所や写真を撮影した箇所があればそれを明記する。

④ 関係写真（国土交通省告示別添 2 様式）（A4）

※要是正箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付すること。

⑤ 定期調査報告概要書（施行規則別記第 36 号の 3 様式）（A4）

⑥ ①～⑤の電子データ（CD-R(PDF、CAD、Excel、Word ファイル)）

⑦ その他甲が指示するもの

8. 資料の貸与

甲が保有する資料は、乙に無償にて貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、乙が責任をもって修復のこと。委託完了後は貸借資料の内容を確認し、速やかに返却すること。

9. 委託業務にあたっての留意事項

（1）乙は、次に掲げる事項に留意して定期点検実施計画書を作成し、甲に提出する。

① 事前準備

- ・貸与する資料（以下「関連資料」という。）等をよく吟味し、現在の施設の状況を把握して、点検業務を行うこと。
- ・関連図書に記載のない軽微な修繕工事も行われていることがあるため、甲にヒアリング等を行い、必要な事項については報告書に記載すること。
- ・他の点検結果における指摘事項を把握し、改善状況等を点検する。

② 日程調整等

- ・場内業者の業務の妨げとならないように、甲と事前に点検の日程、方法、準備等について調整を行う。

（2）委託業務を行うときは、場内業者及び施設利用者の動向に十分注意し、事故の起こらないようにすること。なお、作業中における事故及び作業員が起こした損害については、乙の責とする。

（3）業務について、疑義が生じた時は、甲の指示を受けるものとする。

（4）委託業務期間完了後、甲にて不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置をとること。

（5）本仕様書とは別に別紙 3～5 を遵守すること。

（6）本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定すること。